市町村合併住民説明会を開催

市町村合併住民説明会を十月二十二日から二十六日まで、三地域で合計六回開催しました。

今回の説明会では、住民生活に結びつきの深い「町名・字名」、「地方税」、「乳幼児医療費助成制度」、「下水道受益者負担金制度」についての説明を行いました。

この説明会での主な意見・質問は次のとおりです。

町名・字名

問 合併後も「かさまつ」の町名は残して欲しい。

答 合併後は、すべての町名の前に「笠松」という冠をつける予定です。

(例) 岐阜市笠松司町
岐阜市笠松田代　など

問 区域の広い町内は、○○町一丁目、二丁目…などと区分はできませんか？

答 合併時はその予定はありませんが、合併後、必要があれば考えなければなりません。

地方税

問 岐阜市と笠松町の固定資産税を比べると、岐阜市の方が高いと聞いているが差はありますか？

答 固定資産税は隣接する他の市町と均衡を図りながら評価しているので差はありません。

問 都市計画税は、市街化区域内の農地でも課税されますか？

答 市街化区域内のすべての土地と建物に課税されることとなります。

乳幼児医療費助成制度

問 例えば、月二千円まで医療費を無料にする方法はとれませんか？

答 新市の財政状況も考えての調整案であり、合併後は子育て支援施策を総合的に見直すこととなるので、通院小学校就学前まで・入院中学校卒業まで無料で理解していただきたい。

問 合併後に、対象年齢など変わる可能性はありますか？

答 医療費助成制度は、新市での子育て支援推進の行動計画の中で総合的に見直し、調整する場合においては前向きに見直すことが当然と考えています。

下水道受益者負担金制度

問 受益者負担金は合併したら、全ての人が納めなければならないのですか？

答 既に下水道の整備が完了した地域の土地の所有者のかたは、合併時に受益者負担金を納めていただくことになります。

また、これから整備する地域のかたは、整備が完了した翌年度に納めていただくことになります。

問 なぜ、整備が完了した区域も受益者負担金を支払わなければならないのですか？

答 笠松町内でも、負担金を納めるかた、納めないかたがいては不公平になります。よって、広く浅く負担していただき、負担の公平性を保ち、下水道の整備を推進したいと考えています。

問 受益者負担金は、一度に納めなければならないのですか？

答 納付回数については、三年から五年までの分割で納める方法を考えています。

問 一括払いした場合のメリットはないのですか？

答 いわゆる全納報奨金については、他の市町でも採用していることから、今後、調整が必要になってきます。

その他

問 下水道の未認可区域の浄化槽設置補助はどうなりますか？

答 岐阜市の浄化槽設置補助制度を基本として、新市全体に適用するよう調整されることとなります。

問 デメリットの説明ばかりで、何かメリットはないのですか？

答 今回の説明会は、税金など負担が増えることの説明が中心でしたが、次回は、合併後の負担やサービスがどのようになるのか、主な項目をお示しすることを考えています。

・住居手当の改正
自宅に係る住居手当のうち五年経過する場合の手当の廃止

・通勤手当の改正
交通機関等利用者に係る手当の六カ月定期券の価値による一括支給制度の導入および交通用具使用者に係る手当の使用距離区分（片道四十キロメートル以上の段階）の細分化

・期末手当の改正
年間支給割合の引き下げ（〇・二五月分引き下げ、四・四月分とする）

▽米野処理分区（十三工区）管渠埋設工事請負契約の締結について

契約金額
一億五千五百四十万円

契約の相手方
大日本土木㈱

▽松枝処理分区（二十九工区）管渠埋設工事請負契約の締結について

契約金額
一億二千三百六十九万円

契約の相手方
㈱市川工務店

▽松枝処理分区（三十工区）管渠埋設工事請負契約の締結について

契約金額
四千九百三十五万円

契約の相手方
㈱加藤組

工期は、三工事ともに平成十六年三月二十五日まで